

新たな”もうけ話”トラブルに注意  
—オンラインサロンで稼ぐ！？—

全国の消費生活センター等には、以前から「スマホで簡単にもうかる」「不労所得で豊かに生活が出来る」とお金もうけのノウハウを教わるサポート契約をしてトラブルになったという相談が寄せられています。最近では、近年利用が増えている「オンラインサロン」を、ノウハウを伝えるツールまたはサロン自体をもうける手段として利用している手口がみられます。

事例をご紹介します。

- ・ SNSで「稼ぎ方を教えます」とダイレクトメッセージが届き、無料通話アプリで相手に連絡した。そこで「ブログやアフィリエイト収入が得られる」「ビジネススキルを情報商材で提供するのでオンラインサロンで勉強できる」等と勧められ、約30万円でオンラインサロンへ入会することにした。契約書はウェブ会議のやり取りで作成して交付された。実際にブログを始めたが、「オンラインサロンの人が〇万円稼げました」などと偽りの発信を指示されるようになり、また、内容も稼げるものではないことがわかった。解約して返金してほしい。

オンラインサロンとは、インターネット上の会員制コミュニティで、会員以外はアクセスができません。事前に中身を確認することができないため、「入会してみたら、広告や説明と違った」と言うトラブルが発生しがちです。

オンラインサロンを利用する際には、契約前に、無料の使用期間の有無、入会費や月会費等費用の詳細、中途解約が可能か等の解約条件、オンラインサロンの運営事業者等を必ず確認しましょう。特に運営事業者の連絡先がSNSのアカウントだけの場合、トラブルが発生した場合に一切連絡が取れなくなる恐れもあります。こういった事業者なのか、会社名や住所、電話番号等の情報も確認するようにしましょう。そして、トラブルに備えてSNS等のやり取りの記録は消さずに残しましょう。

インターネット上には、もうけ話に関する情報があふれています。簡単にもうかる話はありません。たとえ友人・知人からの話であっても、まず疑ってみましょう。不安に思った場合やトラブルになった場合は、お住まいの自治体の消費生活相談窓口にご相談しましょう。(消費者ホットライン 188)

(参考：国民生活センターHP)